

「新型コロナウイルス感染症」と診断された方へ 自宅療養にあたって重要なこと

(詳しくは島根県版をご覧ください)

1. 患者さんご自身について

対象の方は **しまね陽性者登録センター** に登録をして下さい。

インターネット または **電話 0570-088-760**



スマートフォン等でQRコードを読み取り登録ください

- ①感染拡大防止のため、原則外出はしないでください。
- ②症状がある場合、発症日（症状が出現した日）から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合、8日目に療養解除となります。
- ③体調が悪化した場合などは、診断を受けた医療機関やかかりつけの医療機関へ電話でご相談ください。
- ④急激な症状悪化や意識がおかしい、呼吸が苦しいなどの症状がある時は、ためらわず救急車を呼んでください。必ず新型コロナ陽性であることを伝えてください。

2. 同居の方について

最終接触日または家族内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間の自宅待機と健康観察をお願いします。